

<循環型社会形成推進基本計画進捗状況の評価・点検結果 骨子（案）>

循環型社会形成推進基本計画に基づく
施策の進捗状況について（第1回点検結果）

Ⅰ はじめに

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）が制定。
- 循環基本法第15条では、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」）の策定を規定。
- 当中央環境審議会循環型社会計画部会は、平成14年8月以降、循環基本計画の策定に向けた審議を8回、地方ヒアリングを7回実施。平成15年3月「循環基本計画」が閣議決定。
- 循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組み。循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定し、国及びその他の主体の取組の方向を示すもの。
- 循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年中央環境審議会は、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向について政府に報告することとされている。
- 今回は、第1回目の点検。数値目標や取組の状況について、現時点で可能な範囲で評価。
今回の点検報告、そして今後の点検の積み重ねにより、循環型社会の形成に向けた施策が総合的、効果的に進展して行くことを期待。

Ⅱ 物質フロー指標に関する目標

(表1 物質フロー指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

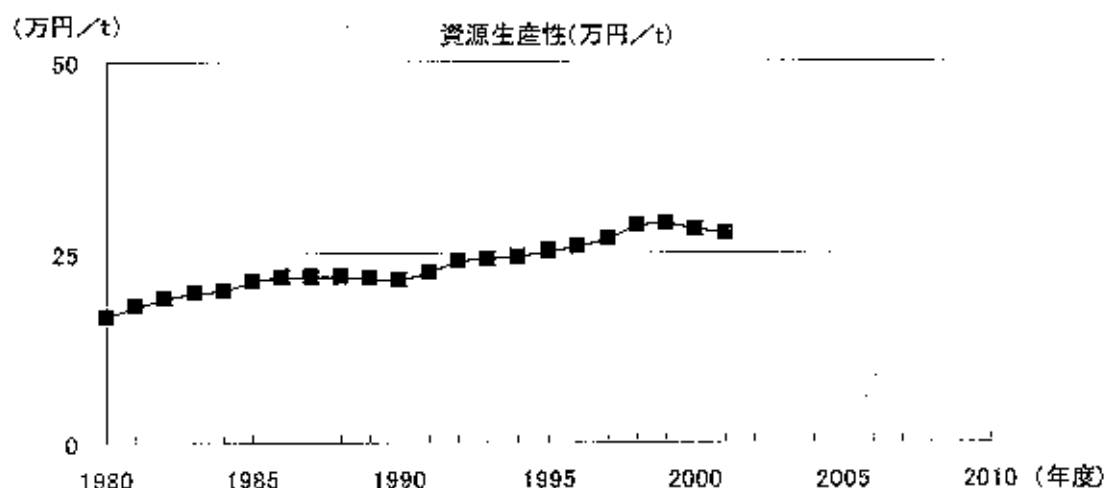
指 標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目 標	約39万円/ト	約14%	約28百万ト

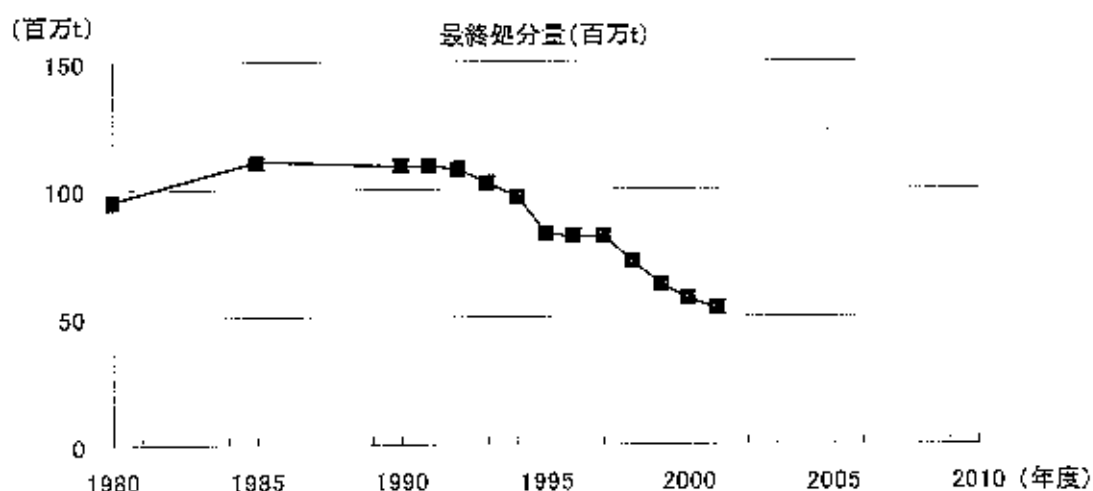
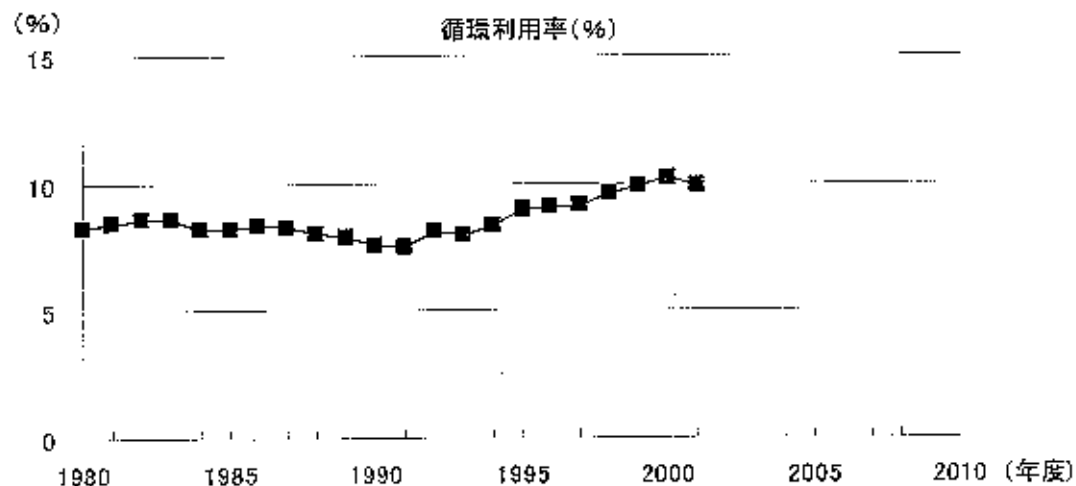
1. 現 状

- 資源生産性は、平成13年度は約27.5万円/ト。平成12年度の約28.1万円/トと比較し約2.1%減少。
- 循環利用率は、平成13年度は約9.9%。平成12年度約10.2%と比較し約0.3ポイント減少。
- 最終処分量は、平成13年度は約5,195万ト。平成12年度約5,551万トと比較して約6.4%減少。

(表2 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移)

		2年度	12年度	13年度	2年度比	12年度比
資源生産性	万円/ト	21.4	28.1	27.5	+28.5%	-2.1%
循環利用率	%	7.6	10.2	9.9	+2.3ポイント	-0.3ポイント
最終処分量	一廃(万ト)	1,681	1,051	995	-40.8%	-5.3%
	産廃(万ト)	8,900	4,500	4,200	-52.8%	-6.6%
	合計(万ト)	10,581	5,551	5,195	-50.9%	-6.4%





2. 評価と課題

- 資源生産性や循環利用率は、これまで右肩上がりの傾向だが、近年はやや下降きみ。
- 13年度の資源生産性の減少の主な要因は、岩石の採取料の増大とGDP（国内総生産）の減少。大規模工事に伴う一時的な資源の投入により変動の可能性。実態をより良く把握するため、補助的指標の検討が課題。
- 13年度の循環利用率の減少の主な要因は、鉄くず等の海外への輸出量の増大等。循環資源の輸出の把握と評価をどうするかが課題。
- 最終処分量は著実に減少。

Ⅲ 取組指標に関する目標

(表3-1 取組指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

取組区分	取組指標	取組目標
循環型社会に向けた意識・行動の変化	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ	(アンケート調査結果として) 約90%
	これらの具体的な行動をとる	(アンケート調査結果として) 約50%
一般廃棄物の減量化	1人1日あたり家庭から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く)	12年度比約20%減
	1日あたりに事業所から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く)	
産業廃棄物の減量化	最終処分量	2年度比約75%減
グリーン購入の推進	組織的なグリーン購入の実施	(アンケート調査結果として) 全ての地方公共団体 約50%
		上場企業 約50%
		非上場企業 約30%
環境経営の推進	環境報告書の公表	(アンケート調査結果として) 上場企業 約50%
	環境会計の実施	非上場企業 約30%
循環型社会ビジネス市場の拡大	市場規模	9年比2倍
	雇用規模	

1. 現 状

○ 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

- ・ 15年度調査における、廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ人は、83.6%～92.7%。
- ・ これら具体的な行動をする人は、23.5%～57.8%。

(表3-2 意識・行動の変化)

○意識

(単位:%)

設 問 項 目	14年度	15年度
環境のことを考えて、使い捨てはやめ、リユース、リサイクルを進めるべきだ	90.2	92.7
大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めるべきだ	87.8	90.7
消費者が環境を配慮した製品を買うようになれば企業の環境保全へのとりくみが促進されると思う	83.9	83.6

(単位:%)

○行動

設 問 項 目	14年度	15年度
地球に優しいエコマーク等のついた商品をついた商品を購入することを心がけている	29.5	30.7
物は修理して長く使うようにしている	57.5	57.8
日常生活においてできるだけゴミは出さないようにしている	52.7	48.8
不用品をバザー、フリーマーケット、ガレッジセール等のリユース、リサイクルに回している	24.6	23.5

出典：平成15年度環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省調査16年10月公表）

○ 廃棄物の減量化等

①一般廃棄物

- ・ 1日あたり家庭から排出されるごみの量は、
13年度で634g/人日。12年度の633gと比較し0.2%増。
- ・ 1日あたり事業所から排出するごみの量は、
13年度で約9.3kg/日。12年度の約9.9kg/日と比較し約6.1%減少。

(表3-3 一般廃棄物の減量化)

		11年度	12年度	13年度	12年度比
1人1日あたり家庭からの排出量 (資源回収されるものを除く)	g/人日	640	633	634	+0.2%
1日あたり事業所からの排出量 (資源回収されるものを除く)	kg/日	9.7	9.9	9.3	-6.1%

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（13年度実績）（環境省調査：16年3月公表）

②産業廃棄物

- ・13年度の最終処分量は、42百万トンで、2年度比で52.8%減。

(表3-4 産業廃棄物の減量化)

		2年度	11年度	12年度	13年度	2年度比
総排出量	万トン	39,500	40,000	40,600	40,000	+1.3%
再生利用量	万トン	15,100	17,100	18,400	18,300	+21.2%
減量化量	万トン	15,500	17,900	17,700	17,500	+12.9%
最終処分量	万トン	8,900	5,000	4,500	4,200	-52.8%

出典：産業廃棄物の排出及び処理状況等（13年度実績）（環境省調査：16年3月公表）

○ 循環型社会ビジネス

①グリーン購入の推進

- ・地方公共団体における15年度のグリーン購入の実施率は38.4%（14年度38.7%）。
- ・企業における15年度のグリーン購入の実施率は、上場企業で29.4%（14年度22.9%）、非上場企業で21.7%（同17.8%）。

(表3-5 地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況)

	14年度	15年度
合 計	38.7%	38.4%

出典：平成15年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

（環境省調査：16年6月公表）

(表3-6 企業におけるグリーン購入の取組状況)

	14年度	15年度
上 場 企 業	22.9%	29.4%
非上場企業	17.8%	21.7%

出典：平成15年度環境にやさしい企業行動調査（環境省調査：16年9月公表）

注）「環境に関する購入ガイドラインまたは購入リスト等を作成し、原材料や物品・サービス等を選定している」と答えた企業の割合。

②環境経営の推進

- ・環境報告書の公表率は上場企業で 38.7%(14 年度 34.0%)、非上場企業で 17.0%(同 12.2%)。
- ・環境会計の実施率は、上場企業で 31.8% (同 26.8%)、非上場企業で 17.2% (同 13.3%)。

(表3-7 企業の環境報告書・環境会計の取組状況)

環境報告書	14年度	15年度	環境会計	14年度	15年度
上場企業	34.0%	38.7%	上場企業	26.8%	31.8%
非上場企業	12.2%	17.0%	非上場企業	13.3%	17.2%

出典：平成15年度環境にやさしい企業行動調査（環境省調査：16年9月公表）

注）環境報告書は、「作成・公表している」と答えた企業の割合。

環境会計は、「既に導入している」と答えた企業の割合。

③循環型ビジネス市場の拡大

- ・平成12年における市場規模約 11.5 兆円、雇用規模約 41.4 兆円（平成14年度調査）。平成9年における市場規模約 11.9 兆円、雇用規模 32.5 兆円。（平成11年度調査。ただし、平成14年度調査とは、循環型社会ビジネスの対象分野の範囲が異なっており、単純には比較できない）。

(表3-8 循環型社会ビジネスにおける市場規模・雇用規模)

	平成9年	平成12年	対9年比
市場規模 (億円)	118,640	207,902 ※(114,916)	— (0.97)
雇用規模 (人)	324,563	566,295 ※(413,550)	— (1.27)

出典：我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測について

(環境省調査：15年5月公表)

注）※：（ ）内は、9年推計値との比較を行うために、9年推計値ではデータが無く推計されていなかった分野である「機械・家具等修理」及び「住宅リフォーム・修繕」を除外した値。

2. 評価と課題

- 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化は、顕著な変化は見られず、ほぼ横ばい。
- 意識・行動の変化に係る進捗状況の把握は、当面アンケート調査等で実施。より適切に把握するための工夫が課題。
- 一般廃棄物の減量化は、12年度比20%減を目標としているが、家庭からの排出量はほぼ横ばいで推移しており、その推進が課題。事業所からの排出量は減少。
- 産業廃棄物の減量化は、再生利用量及び減量化量が増大していることに伴い最終処分量は減少。しかし、排出量は横ばい傾向。
- グリーン購入の推進は、地方公共団体ではほぼ横ばい。企業では上場企業、非上場企業ともに向上。
- 環境経営の推進は、環境報告書の公表率、環境会計の実施率において、上場企業・非上場企業ともに向上。
- 循環型ビジネス市場の拡大は、平成9年と12年の推計値は、対象ビジネス分野が違いため単純比較は困難であるが、対象範囲を合わせて比較すると、市場規模では0.97倍、雇用規模では1.27倍。

IV 国の取組の状況

1. 現 状

- 自然界における物質循環の確保
「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの総合的な利活用に向けた検討や取組を実施。
- ライフスタイルの変革
 - ・ 15年7月に環境保全活動・環境教育推進法が成立。関係府省が連携し環境教育・環境学習を推進。
 - ・ 関係府省により多様な形で普及啓発を実施。
- 循環型社会ビジネスの振興
 - ・ 国自ら事業者・消費者としてグリーン購入を実施。
 - ・ 環境ラベリングなどによるグリーン製品の情報提供を推進。
 - ・ 経済的手法として、ごみ処理の有料化の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。
 - ・ ビジネス振興のための手続合理化としては、15年6月廃棄物処理法を改正、広域的なリサイクル推進のための特例制度の創設等を実施。
 - ・ 事業者の環境保全についての配慮について、16年5月「環境情報の提供の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」が

成立、環境報告書の作成や公表などの取組を促進。その他環境管理や環境会計の導入など自主的取組の普及を促進。

- ・優良業者を評価し認定する制度の導入について検討中。
- ・科学技術については、廃棄物処理・リサイクル等の先進的な研究開発を支援。

○ 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

- ・循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議中。
- ・自動車リサイクル法の施行に向けた準備。
- ・家庭系パソコン、二輪自動車の回収及び再生利用の仕組みを整備。エアゾール缶など処理困難な廃棄物の処理体制などを検討。消火器及び FRP 船について、リサイクルシステムの構築に向けた検討。
- ・廃棄物処理・リサイクルガイドライン等により、事業者の自主的な取組を促進。
- ・建設廃棄物等の再資源化等については、建設リサイクル法などに基づき対策を推進。
- ・不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を技術的・財政的に支援する仕組みを構築。廃棄物が適正に運搬、処理されたことを確認するためのマニフェスト制度の普及促進。
- ・不法投棄対策については、廃棄物処理法を改正し、規制を強化するとともに、立入検査等の体制を強化。
- ・国際的な循環への対応については、バーゼル条約等に基づく適正な輸出入管理を行うとともに、アジア諸国との連携緊密化のためのネットワーク構築の取組を開始。

○ 循環型社会を支えるための基盤整備

- ・基盤としての施設整備については、地方公共団体等によるリサイクル施設や最終処分場の整備を支援。
- ・エコタウン事業によりリサイクルの拠点整備を支援。
- ・静脈物流については、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を推進。
- ・廃棄物発生量等のデータ整備については、一般廃棄物、産業廃棄物に関するデータを毎年公表。公表時期の一層の早期化に取り組む。

2. 評価と課題

- 個別リサイクル法の評価、見直し時には、循環型社会形成の観点からの基本的、共通的な方向性を踏まえて、検討が行われるべき。

- 関係府省間の施策の連携の強化が必要。
- 循環型社会の形成に向けた取組の情報発信が必要。

V 各主体の取組状況

1. 地方公共団体

(1) 現 状

※都道府県及び政令市に対する再調査を実施予定。再調査の結果に基づき記述。
調査結果に基づいた図表なども掲載を予定。

(2) 評価と課題

- 循環型社会形成推進のための計画の策定が期待されているが、このような取組は十分であるとはいえない状況であり、計画策定の推進が課題。
- 廃棄物処理計画など既存の計画の見直しの際に、循環型社会形成のための目標や施策を盛り込んで、地域における循環型社会の形成のための計画とすることも今後の課題のひとつ。
- 環境部局、廃棄物部局、企画部局等の関係部局が連携し、施策を実行していくことが重要。
- 全体として国の循環基本計画に沿った方向で、地域の実情にあった施策を展開していくことが期待される。

2. NGO・NPO

※ヒアリング終了後記述。

(1) 現 状

(2) 評価と課題

3. 事業者

※ヒアリング終了後記述。

(1) 現 状

(2) 評価と課題

VI 全体的評価と課題

○ 評価と課題

- ・数値目標・取組目標の達成に向け、全体的な状況をどう評価するか。
- ・評価の結果を、どのようにして分かりやすく示していくか。
- ・評価を踏まえ、全体として、どの様な取組が求められているか。

○ 点検手法について

- ・評価を踏まえ、次回点検に向け工夫すべき点は何か。